

松山市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1 目的

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、松山市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行う。

2 松山市農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 委員は、農地等利用の最適化推進に熱意と識見をもって職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱する。
- (2) 定数は、24人。
(担当する区域及び推進委員の数)

担当する区域	委員数	担当する区域	委員数
五 明	2人	久 枝	4人
伊 台		和 気	
湯 山		御 幸	
道 後		堀 江	
小 野	3人	潮 見	2人
久 米		久 谷	
浮 穴	2人	北 条	2人
石 井		難 波	
桑 原		正 岡	
拓 南		浅 海	1人
朝 美	2人	立 岩	2人
雄 郡		河 野	
余 土		栗 井	
垣 生		陸 野	2人
生 石		東中島	
味 生	西中島		
三 津	2人	神 和	24人
新 浜		計	
興居島			

- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員
- (4) 任期は、農業委員会が委嘱した日（令和8年7月20日となる見込み）から令和11年7月19日まで
- (5) 委員報酬は、月額41,500円（令和8年3月1日時点）

3 主な業務内容

- (1) 毎月1回開催される農業委員会総会への必要に応じて出席
- (2) 地域計画による農地の利用意向調査や地域農業者との話し合いを推進し目標地図の素案を作成
- (3) 農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進

- (4) 耕作放棄地の発生防止と解消の推進
- (5) 農地中間管理機構との連携
- (6) 農地法に基づく各種許認可等に対する審査
- (7) 遊休農地等の利用状況に関する現地調査
- (8) 毎月8日以上の最適化活動の実施
- (9) その他農地の利用最適化の推進に関する業務

4 推薦人の要件

推薦を行うことができるものは、農業者、農業者が組織する団体及びその他の関係者とする。

5 推薦される者及び応募する者の制限

次のいずれかに該当するものは、委員の候補者となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要な事項を記入のうえ、農業委員会宛てに提出する。

(1) 提出書類：

- ア 団体が推薦を行う場合 【様式第4号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）】
- イ 個人が推薦を行う場合 【様式第5号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）】
- ウ 自ら応募する場合 【様式第6号 農地利用最適化推進委員候補者応募書】
- エ 推薦を受ける者及び応募者の住所が市外にある場合 【住民票】

(2) 提出方法：

持参、郵送のいずれか

(3) 提出場所：

郵便番号 790-8571

住所 松山市二番町四丁目7番地2

松山市農業委員会事務局（市役所本館8階）

TEL 089-948-6628（農業委員会事務局）

(4) 募集期間：

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

(5) 受付時間：

土日・祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時00分から午後5時00分まで。

郵送の場合は、令和8年4月30日（木）消印有効とする。

(6) 候補者情報の公表：

候補者及び推薦者に関する情報（住所・生年月日・連絡先を除く）は、募集期間の中間と終了後に松山市ホームページで公表する。

(7) その他：

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することができる。

ただし、兼務はできない。

なお、農地利用最適化推進委員に限り同時に他の区域に推薦・応募することができる。